

ごみ分別ガイド

2018年
発行
簡易版

収集日当日の朝8時30分までにしてください。前日の夜や、収集後には出さないでください。

ごみと資源物の分け方と出し方の詳しい内容は「**ごみ分別ガイドブック 保存版**」をご覧ください。



《収集区分》もえるごみ

もえるごみ

使用する専用袋
[大]45L
[小]30L

出せるもの(例)



お願い
剪定枝・草は規定のサイズ以内に切って専用袋に入れてから出す

長さ30cm以下
1本あたりの太さ10cm以下

重ねてひとまはる

上記サイズ以上で長さ1m、太さ10cm以内は「粗大ごみ」として出してください。それ以上のサイズは預かりません。

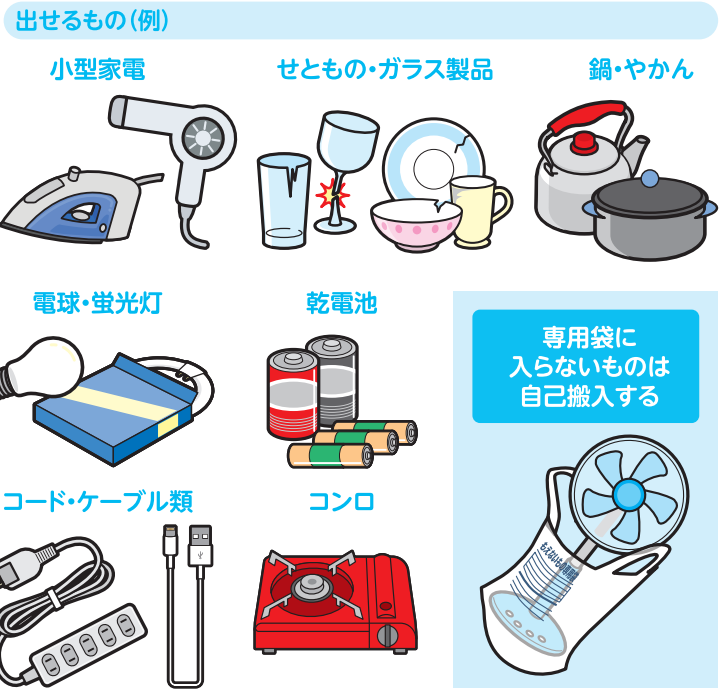
素材が混ざっているもの
大部分を占める素材が可燃性であれば「もえるごみ」へ、不燃性であれば「もえないごみ」へ

- 植物油などは、必ず紙に染みこませて専用袋に入れてください。
- 紙・プラスチックマークが付いていないものを入れてください。

《収集区分》もえないごみ

もえないごみ

使用する専用袋
[小]30L

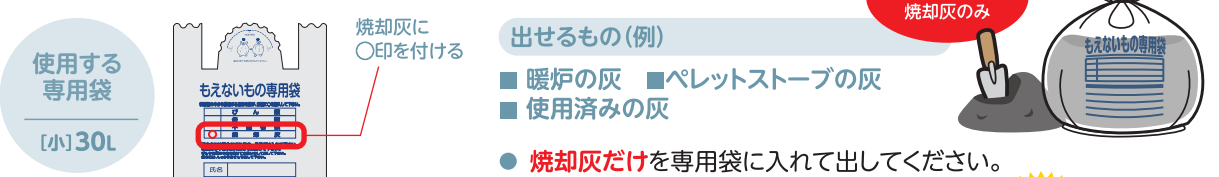


お願い
スプレー缶・ガス缶は必ず穴を開けて「缶類」へ

必ず穴を開ける

ごみ収集車の火災、クリーンセンター内での爆発事故の原因になりますので必ず守ってください。

焼却灰を出すときのルール



プラスチック製容器包装製品

使用する専用袋
[大]45L
[小]30L

出せるもの(例)



- 再生マークが付いているものが対象です。
- 汚れているもの、食べ残しのあるものは「もえるごみ」に出してください。

ペットボトル製品

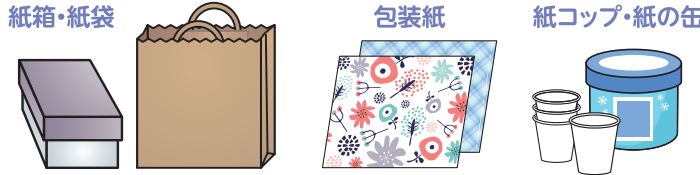
使用する専用袋
[大]45L
[小]30L



紙製容器包装製品

使用する専用袋
[大]45L
[小]30L

出せるもの(例)



- 再生マークが付いているものが対象です。
- 汚れているものは「もえるごみ」として出してください。

発泡スチロール(トレイ)製品

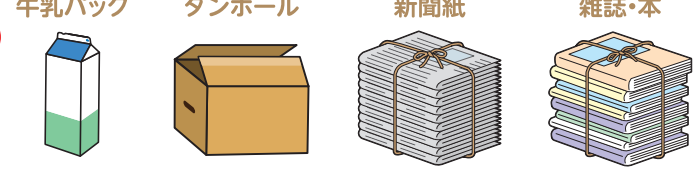
使用する専用袋
[大]45L
[小]30L



古紙

「古紙」は必ず紐で十文字に縛り、名前を書いた紙を挟んで出してください。

出せるもの(例)



- 新聞の折込チラシは対象外です。「もえるごみ」で出してください。
- ガムテープは絶対に使用しないでください。

びん類・缶類

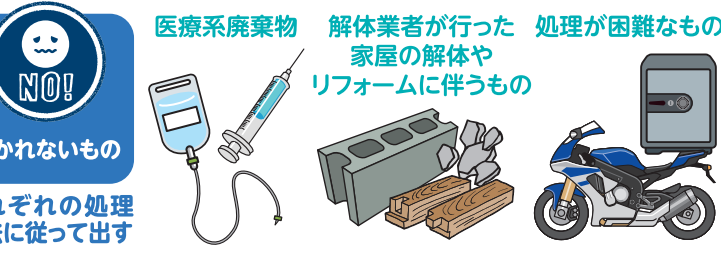
使用する専用袋
[小]30L



粗大ごみ・自己搬入

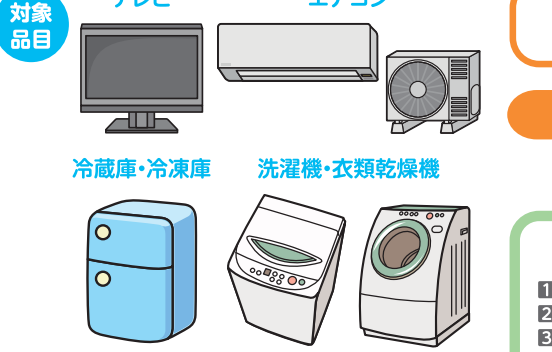
受付時間
8:30~11:45 / 13:00~16:15
(第2・4日曜日は15:30まで)
[休日]毎週土曜、第1・3・5日曜日、祝日、年末年始

- 東白川郡内で発生したごみに限ります。
- 持ち込む前に「もえるごみ」と「もえないもの」に分別してください。
- 専用袋で搬入されたごみについては料金がかかりませんので、ごみを降ろす前に窓口で申告してください。降ろした後から申告した場合は料金がかかります。
- ビニール系のごみについては、専用袋に入れて別途料金がかかります。
- 料金については「ごみ分別ガイドブック(18ページ)料金表」をご覧ください。



家電リサイクル法について

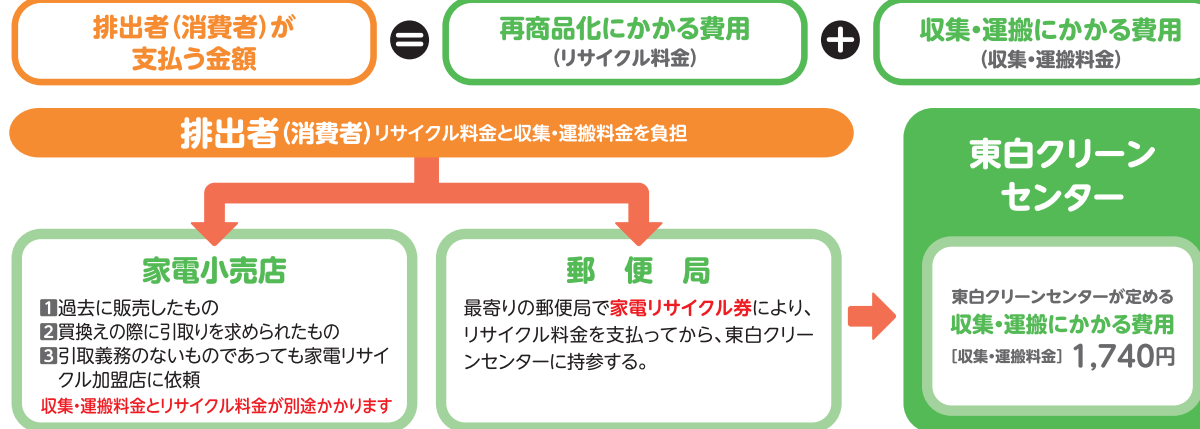
家電リサイクル法に基づき、下記の機器は家電小売店が回収し、家電メーカーがリサイクルします。



リサイクル料金については、ごみ分別ガイドブック【保存版】を参照してください。

(注)リサイクル料金は、メーカーによって異なる場合があります。また、金額が変更になる場合がございますのでご了承ください。

家電リサイクル品目の処分方法と料金



【家電リサイクル券システムに関するお問い合わせ先】 一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
☎ 0120-319-640 (ホームページ) <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

お問い合わせ先 **東白クリーンセンター** 東白川郡楯町大字上渋井字岩下18-7 TEL 0247-43-0378

棚倉町役場 [住 民 課] TEL 0247-33-2116
矢祭町役場 [町民福祉課] TEL 0247-46-4574
楯町役場 [生活環境課] TEL 0247-43-2148
鮫川村役場 [地域整備課] TEL 0247-49-3114